

こども子育て情報ひろば設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、八尾市こども総合支援センターほっぷ（以下「ほっぷ」という。）内に設置するこども子育て情報ひろば（以下「情報ひろば」という。）の設置・運営に関し必要な事項を定め、子どもや子育てに関する地域資源情報を共有できる場や軽飲食が可能な居場所を提供することで、利用者および支援者同士のつながりを広げ、子育て世帯への支援の充実に資することを目的とする。

(管理者)

第2条 情報ひろばの管理者（以下「管理者」という。）はこども総合支援センター長とする。

(設置内容)

第3条 情報ひろばに、以下の機能を備えたコーナーを設置する。

- (1) 情報コーナー：子どもの遊びや学び、居場所に関する情報や、子育て世帯を主な対象とした地域活動など、子育て支援に資する情報の配架とかかる情報の収集・交換および交流
- (2) 飲食コーナー：持ち込みによる軽飲食が可能な居場所

(チラシ等の配架)

第4条 チラシ等の配架を希望する者は、現物を提示しその内容をほっぷに来所し届け出るものとする。

2 配架できる情報は、原則として、以下の各号に該当するものとする。

- (1) 第3条(1)に規定する情報
- (2) 主催者（または代表者）と連絡先が記載されており、責任の所在が明確であるもの。

3 以下の情報については、配架を認めない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 特定の政治活動または宗教活動に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 暴力団の利益になり、又は暴力団の活動を助長するおそれがあるもの
- (5) その他管理者が不相当と認めるもの

4 チラシ等の配架期間は、原則として最長で配架開始日の翌々月末までとし、イベント告知の場合は開催日の翌日までとする。

(飲食コーナーの利用)

第5条 飲食コーナーの利用にあたっては、衛生面やアレルギーを持つ利用者、感染症の予防へ

配慮し、他の利用者の妨げにならないよう、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 飲食コーナーの清掃は利用者が行い、ごみは持ち帰ること。
- (2) 利用中に体調不良を感じた場合は、直ちに利用を中止すること。
- (3) においの強いものや、酒類および酒類を模した飲料(ノンアルコール飲料等)は禁止する。

(利用者の遵守事項)

第6条 情報ひろばの利用者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大声や長時間の利用等の他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 設置された設備、備品等を丁寧に扱うこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(留意事項)

第7条 配架された情報の内容に関する責任は、すべて主催者(または代表者)が負うものとする。

また、情報ひろば内でのけが、事故、盗難、利用者間のトラブルについて、ほっぷは一切の責任を負わない。

- 2 本要綱に掲げる事項を守らない利用者に対しては、その利用を中止させ、または退去を命ずることができる。

附則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。